

【取扱注意】

資料1

令和8年度徳島県国民健康保険事業費納付金の算定結果 について

令和8年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

1 公表の趣旨

県は、平成30年度から、国民健康保険制度における財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の提示を行うこととなっている。今般、令和8年度の算定を行ったので公表するものである。

2 納付金算定の概況

保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引き、県全体の納付金額を算出した。

- 保険給付費等 672億円（対R7算定比：+0.2%）
- 公 費 等 488億円（対R7算定比：+0.6%）
- 納付金総額 184億円（対R7算定比：▲0.7%）

3 一人当たり納付金額等

- 一人当たり納付金額 156,772円（対R7算定比：+4.3%）
- 一人当たり標準保険料額 136,049円（対R7算定比：+6.0%）

市町村ごとにみた場合、納付金の配分による影響（医療費指数や所得水準等）のほか、市町村個別の保健事業等の事業費及び公費の状況による影響なども含まれるため、増減率に差が生じる。

なお、一部の市町村において一人当たり標準保険料額が大幅に増加することから、県国民健康保険財政安定化基金及び県繰入金を活用し、被保険者の保険料負担への影響の緩和を図った。

4 参考

今後、県が示す標準保険料率を参考にして、市町村が保険料率を決定することとなる。

一人当たり納付金額及び標準保険料額

1. 一人当たり納付金額

保険者名	令和7年度 円	令和8年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	151,339	157,532	6,193	4.1%
鳴門市	158,521	163,010	4,489	2.8%
小松島市	159,905	169,403	9,498	5.9%
阿南市	154,259	158,562	4,303	2.8%
勝浦町	158,382	164,655	6,273	4.0%
上勝町	136,959	139,666	2,707	2.0%
佐那河内村	148,892	155,060	6,168	4.1%
石井町	146,259	153,271	7,012	4.8%
神山町	138,188	146,571	8,383	6.1%
牟岐町	145,834	151,754	5,920	4.1%
松茂町	164,200	170,491	6,291	3.8%
北島町	147,840	155,725	7,885	5.3%
藍住町	149,353	158,255	8,902	6.0%
板野町	156,316	163,951	7,635	4.9%
上板町	136,990	143,013	6,023	4.4%
吉野川市	136,583	143,696	7,113	5.2%
阿波市	137,999	145,248	7,249	5.3%
美馬市	151,772	155,786	4,014	2.6%
三好市	151,710	155,056	3,346	2.2%
つるぎ町	141,900	150,771	8,871	6.3%
那賀町	129,626	137,751	8,125	6.3%
東みよし町	145,369	155,634	10,265	7.1%
美波町	157,453	167,788	10,335	6.6%
海陽町	155,022	162,448	7,426	4.8%
県平均	150,349	156,772	6,423	4.3%

※ 一般被保険者分について算出。

2. 一人当たり標準保険料額

保険者名	令和7年度 円	令和8年度 円	増減額 円	増減率
徳島市	132,532	142,976	10,444	7.9%
鳴門市	139,230	143,538	4,308	3.1%
小松島市	128,838	138,747	9,909	7.7%
阿南市	131,896	135,598	3,702	2.8%
勝浦町	151,538	157,797	6,259	4.1%
上勝町	133,161	123,112	▲ 10,049	▲ 7.5%
佐那河内村	116,858	128,631	11,773	10.1%
石井町	121,384	131,188	9,804	8.1%
神山町	106,021	118,364	12,343	11.6%
牟岐町	114,523	120,744	6,221	5.4%
松茂町	153,899	160,262	6,363	4.1%
北島町	130,624	139,070	8,446	6.5%
藍住町	129,356	138,809	9,453	7.3%
板野町	131,361	142,615	11,254	8.6%
上板町	112,539	108,636	▲ 3,903	▲ 3.5%
吉野川市	116,431	124,397	7,966	6.8%
阿波市	123,673	124,002	329	0.3%
美馬市	124,004	130,129	6,125	4.9%
三好市	113,162	117,509	4,347	3.8%
つるぎ町	98,120	109,607	11,487	11.7%
那賀町	112,956	113,407	451	0.4%
東みよし町	111,009	125,011	14,002	12.6%
美波町	119,480	128,910	9,430	7.9%
海陽町	121,136	135,480	14,344	11.8%
県平均	128,329	136,049	7,720	6.0%

※ 法定の保険料軽減分を減算する前の額で比較。

令和8年度 標準保険料率の算定結果

①都道府県標準保険料率

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分		
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	18歳以上均等割額
%	円	%	円	%	円	%	円	円
8.49	53,095	2.89	17,979	2.50	17,855	0.28	1,760	91

①都道府県標準保険料率〔2方式〕

全国統一の算定基準による本県の保険料率の標準的な水準

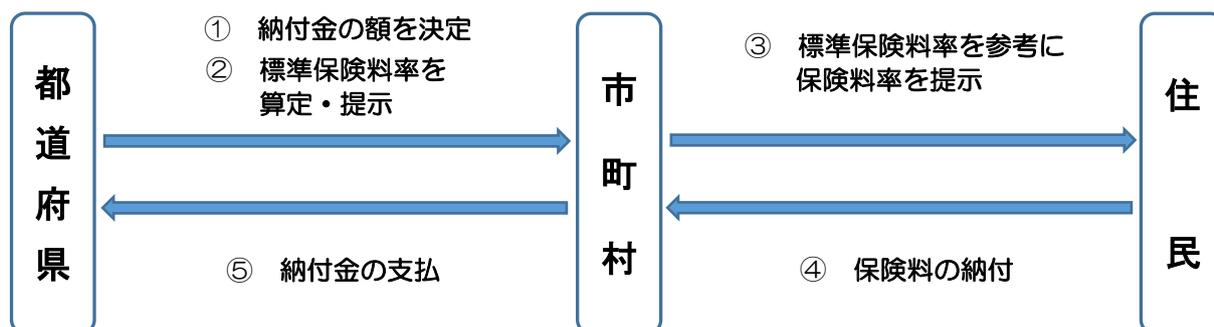
②市町村標準保険料率〔3方式〕

県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率

保険者名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分			
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額
	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	円
徳島市	8.71	38,756	25,023	2.92	12,929	8,348	2.47	12,782	6,394	0.28	1,260	818	62
鳴門市	8.32	37,015	23,898	2.81	12,440	8,032	2.38	12,346	6,176	0.27	1,201	781	53
小松島市	8.78	39,059	25,218	2.80	12,379	7,993	2.36	12,248	6,126	0.27	1,230	786	40
阿南市	8.24	36,657	23,668	2.80	12,421	8,019	2.39	12,387	6,196	0.27	1,213	774	39
勝浦町	9.19	40,879	26,393	2.88	12,776	8,249	2.42	12,515	6,260	0.27	1,195	781	62
上勝町	6.76	30,054	19,404	2.87	12,699	8,199	2.40	12,434	6,219	0.27	1,191	773	58
佐那河内村	7.76	34,490	22,268	2.78	12,317	7,952	2.34	12,101	6,053	0.27	1,168	767	76
石井町	7.95	35,353	22,825	2.79	12,357	7,978	2.35	12,196	6,100	0.27	1,213	788	60
神山町	7.54	33,551	21,662	2.79	12,335	7,964	2.34	12,109	6,057	0.27	1,202	779	57
牟岐町	7.11	31,614	20,411	2.69	11,921	7,697	2.35	12,186	6,096	0.27	1,212	782	56
松茂町	9.25	41,133	26,557	2.85	12,606	8,139	2.42	12,539	6,272	0.28	1,207	797	71
北島町	8.11	36,076	23,292	2.83	12,552	8,105	2.39	12,395	6,200	0.27	1,197	782	67
藍住町	8.09	35,965	23,220	2.85	12,615	8,145	2.44	12,653	6,329	0.28	1,221	801	74
板野町	8.44	37,531	24,231	2.75	12,198	7,876	2.38	12,328	6,166	0.27	1,217	790	62
上板町	6.86	30,523	19,707	2.81	12,467	8,049	2.43	12,592	6,299	0.28	1,233	798	53
吉野川市	8.06	35,867	23,157	2.81	12,459	8,044	2.43	12,563	6,284	0.28	1,248	801	55
阿波市	8.37	37,204	24,020	2.77	12,275	7,925	2.36	12,222	6,113	0.28	1,219	790	63
美馬市	8.58	38,146	24,629	2.79	12,350	7,974	2.36	12,206	6,106	0.26	1,201	760	31
三好市	7.69	34,202	22,082	2.79	12,361	7,981	2.36	12,216	6,110	0.27	1,242	779	24
つるぎ町	7.21	32,050	20,693	2.83	12,516	8,081	2.37	12,278	6,141	0.28	1,259	790	35
那賀町	6.72	29,890	19,298	2.72	12,054	7,783	2.28	11,803	5,904	0.27	1,250	779	24
東みよし町	7.57	33,657	21,730	2.81	12,443	8,034	2.27	11,747	5,876	0.27	1,213	777	48
美波町	7.70	34,252	22,114	2.81	12,466	8,049	2.39	12,390	6,197	0.27	1,182	765	56
海陽町	8.72	38,765	25,029	2.82	12,489	8,064	2.46	12,743	6,374	0.28	1,239	806	63

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

※医療分の場合

納付金総額の算定

- 医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割(被保険者数・世帯数のシェア)と応能割(所得総額のシェア)により配分する。その比率は、県の所得水準に応じて設定する。
- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。
(※)市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

③ 市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定する。